

能勢町の土地利用方針について

■ 能勢町をめぐる社会情勢の変化

新たな国土軸の整備

- 新名神自動車道 [平成 29 (2017) 年度末高槻 JCT～神戸 JCT 開通予定]の川西 I.C. や箕面とどろみ I.C. の開設などの新たな国土軸の整備が進捗。
- 広域交通網の整備により大阪、京都、神戸へのアクセス性が圧倒的に向上。
- 周辺地域では、沿道サービス型施設や物流施設など経済需要が新たに発生することが見込まれる。

開発許可基準の緩和

- 本町独自に市街化調整区域における開発行為等に関する新たな提案基準を平成 28 (2016) 年に新設し、住宅や店舗等の立地が可能。
- 大阪府においても、「グランドデザイン・大阪都市圏」を踏まえ、市街化調整区域においても、産業用地の提供や集落の定住人口の増加を進める方向性が示されており、時代の要請に応じた建築需要に対応することが必要。

社会資本の効果的な活用

- 上水道整備、また下水道整備についても一定の進捗。
- 市街化区域では工業系の用地が狭小かつ限定的であり、市街化調整区域の活用等により産業用地を確保することが必要。
- 小中学校跡地をはじめとする未利用地の有効活用により効率的なインフラマネジメントが必要。



企業立地促進に向けた環境整備

新名神高速道の整備による交通アクセスの向上により新たな企業立地や観光客の増加が見込まれる。こうした経済需要に対応するため、能勢町では立地企業への情報提供や環境整備、立地企業に対する優遇制度、その他企業立地促進に向けた一体的な対応を行う。

① 産業用地の確保・調整

地域コミュニティの維持・発展や地域経済の振興に資する大規模な企業立地に際しては、事業者ニーズを踏まえて事業用地の確保や立地に向けた関係機関との調整等を図り、町が積極的に事業者と連携し迅速な環境整備を目指す。

② 開発許可等の審査基準の制定

市街化調整区域における開発許可等の新たな審査基準（産業振興）を早期に制定し、産業用地の確保や集落の定住人口の増加を目指す。

③ 企業立地の優遇制度の創設

企業の町内進出を促進するため固定資産税などの優遇措置や町内雇用の促進に向けた補助金制度の創設等により、工場等の新設や増設、設備投資等に対する支援を行う。

④ 創業・第2創業の支援

能勢町と能勢町商工会、地域金融機関が連携して組織する創業支援ネットワークを母体として、ワンストップ相談窓口や人材育成事業等を実施し、創業・第2創業に向けた支援を行う。

⑤ 企業立地促進等に向けた PR 事業

企業立地促進や町内事業者の振興、町内雇用の確保に向けて、町広報誌やホームページ、パンフレット等を活用して積極的な PR 活動や一元的な情報発信を推進する。

⑥ 庁内推進体制の構築

企業進出の相談窓口を開設するとともに、庁内関係機関ならびに大阪府等との連携強化を図り、企業立地を円滑に推進する。また、社会経済情勢や住民ニーズを踏まえ、時代に見合った土地利用の推進に向けて、関係機関が連携して施策を実行し、地域コミュニティの維持・発展や地域経済の活力向上に取り組む。

産業用地の確保に向けた土地利用を展開 ～国土軸の形成が地方創生のエンジンに～

「地」の利を最大限に発揮

ヒト・モノの流れが大きく変わることで、沿道サービス型施設や物流施設など新たに発生する経済需要へ対応する。

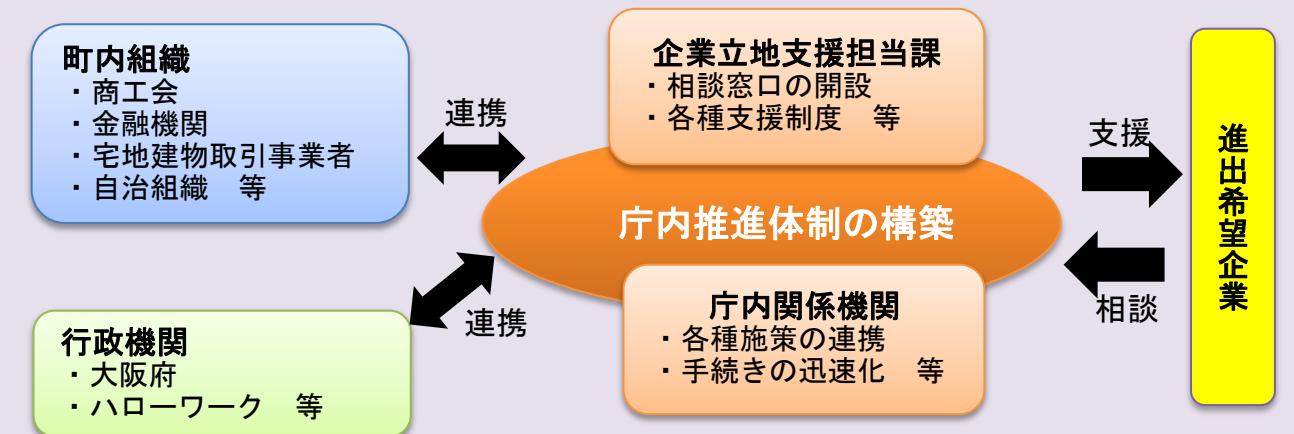
地域雇用の創出や地方創生の推進

製造業やサービス業など就業機会の拡大に資する幅広い産業立地の促進のほか、近未来型農業の展開や6次産業化、農家民泊、観光農業の推進等により地域雇用に創出する。

地域コミュニティの維持・発展

地域雇用の創出により、既存集落及びその周辺における住宅建設といった居住機能への対応により地域のコミュニティ機能の維持・発展に寄与する。

企業立地の環境整備に向けた推進体制



土地利用イメージ

図：産業用候補地

